

平成30年3月8日  
(一財)マルチメディア振興センター

Lアラートサービス利用規約の改正について

1. 改正点と改正の内容

別添 Lアラートサービス利用規約の改正事項の通り。

2. 改正予定日

平成30年3月22日

3. 施行予定日

平成30年4月23日

## Lアラートサービス利用規約の改正事項

|    | 改正点   | 対処方法                            | 現行文   | 改正文   |
|----|---|---------------------------------|---|---|
| 1. | 規約第 32 条 1 項で「情報発信者は、本サービスにおいて自身の発する情報の購読者に関する情報を受信することができます。ただし、その受信は財団の提供する方法、あるいはその他の正当かつ合理的な方法によるものとし、購読者に不当な負担を強いることのないものとします。」とあるが受信できる機能は提供していない。  | 規約第 32 条第 1 項を削除する。             | 規約第 32 条(情報発信者の権限)<br>第 1 項<br>情報発信者は、本サービスにおいて自身の発する情報の購読者に関する情報を受信することができます。ただし、その受信は財団の提供する方法、あるいはその他の正当かつ合理的な方法によるものとし、購読者に不当な負担を強いることのないものとします。                              | 規約第 32 条(情報発信者の権限)<br>第 1 項<br>削除               |
| 2. | 規約別紙 1-2 第 3 項で接続回線はインターネット、コモンズ VPN、LGWAN と規定している。<br>一方、連携システムの接続等に関する細則の第 3 条第 2 項には、これらに該当しないネットワークによって接続を希望する場合の規定が記述されている。<br>規約別紙 1-2 第 3 項に記載された接続回線に該当しないネットワークによる接続は、稼働前の調整、稼働後の保守運用における対応負担が大きいので規約別紙 1-2 第 3 項の内容に統 | 連携システムの接続等に関する細則 3 条第 2 項を削除する。 | 連携システムの接続等に関する細則 第 3 条(接続ネットワーク及びプロトコル)<br>2 接続者が、前項に該当しないネットワークによって全国ノードとの接続を希望する場合は、Lアラート運用センターとの事前の協議及び合意によって実施するものとします。その場合、接続に関わる初期費用及び設備運用費用は、財団側で発生する費用も含めて接続者が負担するものとします。 | 連携システムの接続等に関する細則 第 3 条(接続ネットワーク及びプロトコル)<br>2 削除 |

|                     | 改正点   | 対処方法  | 現行文  | 改正文   |    |        |    |               |                      |      |    |          |                                    |      |    |  |    |    |        |    |               |  |      |    |                     |  |                 |               |
|---------------------|---|---|--|---|----|--------|----|---------------|----------------------|------|----|----------|------------------------------------|------|----|--|----|----|--------|----|---------------|--|------|----|---------------------|--|-----------------|---------------|
|                     | 一することとする。   |   |  |   |    |        |    |               |                      |      |    |          |                                    |      |    |  |    |    |        |    |               |  |      |    |                     |  |                 |               |
| 3.                  | 規約別紙 1-2 第 2 項に、情報受信における接続方法としてシステム間連携、メール受信、コモンズツールが記載されている。<br>連携システムとの接続等に関する細則第 3 条第 5 項にメールでの利用についての記載があるが、同細則でメール受信について記載することは不適切である。 | 連携システムの接続等に関する細則第 3 条第 5 項のメールに関する記載を削除する。<br>併せて、より適切な表現に修正する。   | 連携システムの接続等に関する細則第 3 条(接続ネットワーク及びプロトコル)<br>5 連携システムの全国ノードとの接続は、SOAPとしますが、特段の理由がある場合に限り、メール(接続者の指定するアドレスへのメール送信)を利用できるものとします。  | 連携システムの接続等に関する細則第 3 条(接続ネットワーク及びプロトコル)<br>5 連携システム <del>と</del> の全国ノードとの間 <del>の</del> の <u>プロトコル</u> 接続は、SOAPとしますが、 <del>特段の理由がある場合に限り、メール(接続者の指定するアドレスへのメール送信)を利用できるものとします。</del> |    |        |    |               |                      |      |    |          |                                    |      |    |  |    |    |        |    |               |  |      |    |                     |  |                 |               |
| 4.                  | 平成 29 年 10 月 11 日から配信を開始した「新たなステージに対応した防災気象情報の電文(VPWW54)」を追記し、配信を停止した気象警報・注意報を削除する。   | Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則表 1 の防災気象情報の項に「気象警報・注意報 H27」を追記し、気象警報・注意報を削除する。<br>気象特別警報・警報・注意報の内容に「※当面、気象警報・注意報 H27 と並行運用」を追記する。 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>発信者の条件</th> <th>分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象特別警報・警報・注意報</td> <td>気象庁の発する気象特別警報・警報・注意報</td> <td>受信のみ</td> <td>付加</td> </tr> <tr> <td>気象警報・注意報</td> <td>気象庁の発する気象警報・注意報<br/>※当面、気象特別警報・警報・注</td> <td>受信のみ</td> <td>付加</td> </tr> </tbody> </table> | 項目  | 内容 | 発信者の条件 | 分類 | 気象特別警報・警報・注意報 | 気象庁の発する気象特別警報・警報・注意報 | 受信のみ | 付加 | 気象警報・注意報 | 気象庁の発する気象警報・注意報<br>※当面、気象特別警報・警報・注 | 受信のみ | 付加 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>発信者の条件</th> <th>分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象特別警報・警報・注意報</td> <td>気象庁の発する気象特別警報・警報・注意報<br/>※当面、気象警報・注意報 H27 と並行運用</td> <td>受信のみ</td> <td>付加</td> </tr> <tr> <td><del>気象警報・注意報</del></td> <td><del>気象庁の発する気象警報・注意報</del><br/><del>※当面、気象特別警報・警報・注</del></td> <td><del>受信のみ</del></td> <td><del>付加</del></td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 内容 | 発信者の条件 | 分類 | 気象特別警報・警報・注意報 | 気象庁の発する気象特別警報・警報・注意報<br>※当面、気象警報・注意報 H27 と並行運用 | 受信のみ | 付加 | <del>気象警報・注意報</del> | <del>気象庁の発する気象警報・注意報</del><br><del>※当面、気象特別警報・警報・注</del> | <del>受信のみ</del> | <del>付加</del> |
| 項目                  | 内容  | 発信者の条件  | 分類   |   |    |        |    |               |                      |      |    |          |                                    |      |    |  |    |    |        |    |               |  |      |    |                     |  |                 |               |
| 気象特別警報・警報・注意報       | 気象庁の発する気象特別警報・警報・注意報  | 受信のみ  | 付加   |   |    |        |    |               |                      |      |    |          |                                    |      |    |  |    |    |        |    |               |  |      |    |                     |  |                 |               |
| 気象警報・注意報            | 気象庁の発する気象警報・注意報<br>※当面、気象特別警報・警報・注  | 受信のみ  | 付加   |   |    |        |    |               |                      |      |    |          |                                    |      |    |  |    |    |        |    |               |  |      |    |                     |  |                 |               |
| 項目                  | 内容  | 発信者の条件  | 分類   |   |    |        |    |               |                      |      |    |          |                                    |      |    |  |    |    |        |    |               |  |      |    |                     |  |                 |               |
| 気象特別警報・警報・注意報       | 気象庁の発する気象特別警報・警報・注意報<br>※当面、気象警報・注意報 H27 と並行運用  | 受信のみ  | 付加   |   |    |        |    |               |                      |      |    |          |                                    |      |    |  |    |    |        |    |               |  |      |    |                     |  |                 |               |
| <del>気象警報・注意報</del> | <del>気象庁の発する気象警報・注意報</del><br><del>※当面、気象特別警報・警報・注</del>  | <del>受信のみ</del>   | <del>付加</del>  |   |    |        |    |               |                      |      |    |          |                                    |      |    |  |    |    |        |    |               |  |      |    |                     |  |                 |               |

|    | 改正点  | 対処方法                   | 現行文  |  |  |  | 改正文                  |  |          |    |
|----|--|------------------------|--|--|--|--|----------------------|--|----------|----|
|    |  |                        |  | 意報と並<br>行運用  |  |  |                      | 意報と並<br>行運用                              |          |    |
|    |  |                        |  |  |  |  | 気象警<br>報・注意<br>報 H27 | 気象庁<br>の発する<br>気象特<br>別警報・<br>警報・注<br>意報 | 受信の<br>み | 付加 |
| 5. | 規約第 11 条第 4 項に「利用申込者が資格認定基準を満たさない場合、財団は利用契約の締結を拒否することができます。」という記載があるが、基準を設けているからには、利用申込者が資格認定基準を満たさないと判断された場合、利用契約の締結を行うべきではない。                                  | 規約第 11 条第 4 項の表現を修正する。 | 規約第 11 条(本サービスの利用資格審査)<br><br>4 利用申込者が資格認定基準を満たさない場合、財団は利用契約の締結を拒否することができます。   | 規約第 11 条(本サービスの利用資格審査)<br><br>4 利用申込者が資格認定基準を満たさない場合、財団は利用契約の締結を拒否することができません。  |  |  |                      |  |          |    |
| 6. | 規約第 11 条第 1 項には「……財団はその所定の利用申込書又は第 14 条の 2 に定める利用継続申込書の別紙『Lアラートサービス 利用資格審査基準』に基づく書面審査を行う」という記載があり、一方、別紙 4「Lアラートサービス 利用資格認定基準」となっている他、資格認定、利用資格認定、認定と用語が統一されていない。 | 資格審査、資格審査基準に統一する。      | 規約目次<br>別紙 4「Lアラート サービス 利用資格認定基準」<br><br>第 11 条(本サービスの利用資格審査)<br>2 利用申込者が複数のサービス利用者等の種別の認定を希望する場合、当該利用申込者は各サービス利用者等の種別ごとに、本サービスの利用の申込、利用資格認定、利用契約締結を要するものと | 規約目次<br>別紙 4「Lアラート サービス 利用資格審査認定基準」<br><br>第 11 条(本サービスの利用資格審査)<br>2 利用申込者が複数のサービス利用者等の種別の審査認定を希望する場合、当該利用申込者は各サービス利用者等の種別ごとに、本サービスの利用の申込、利用資格審査、利用契約締結を要するものと |  |  |                      |  |          |    |

|  | 改正点 | 対処方法 | 現行文   | 改正文   |
|--|-----|------|---|---|
|  |     |      | <p>します。なお同一の利用申込者が特別利用者と特別利用者以外のサービス利用者等の両方への申込みを行うことはできません。</p> <p>4 利用申込者が資格認定基準を満たさない場合、財団は利用契約の締結を行いません。</p> <p>第 16 条(財団からの利用契約の解除)</p> <p>2 財団は、サービス利用者等が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、サービス利用者等への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。</p> <p>(1) サービス利用者等の業容、業務実施状況の変更等により、当該サービス利用者等が資格認定基準を満たさなくなった場合</p> <p>規約別紙4<br/>Lアラート サービス利用資格認定基準</p> <p>1. 情報発信者の資格認定基準<br/>2. 特定情報伝達者の資格認定基準</p> | <p>とします。なお同一の利用申込者が特別利用者と特別利用者以外のサービス利用者等の両方への申込みを行うことはできません。</p> <p>4 利用申込者が資格<b>認定審査</b>基準を満たさない場合、財団は利用契約の締結を行いません。</p> <p>第 16 条(財団からの利用契約の解除)</p> <p>2 財団は、サービス利用者等が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、サービス利用者等への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。</p> <p>(1) サービス利用者等の業容、業務実施状況の変更等により、当該サービス利用者等が資格<b>認定</b>基準を満たさなくなった場合</p> <p>規約別紙4<br/>Lアラート サービス利用資格<b>認定審査</b>基準</p> <p>1. 情報発信者の資格<b>認定審査</b>基準<br/>2. 特定情報伝達者の資格<b>認定審査</b>基準</p> |

|    | 改正点   | 対処方法        | 現行文   | 改正文  |
|----|---|-------------|---|--|
|    |   |             | 3. 一般情報伝達者の資格認定基準<br>4. 特別利用者の資格認定基準<br>5. 協力事業者の資格認定基準 | 3. 一般情報伝達者の資格 <del>認定</del> 審査基準<br>4. 特別利用者の資格 <del>認定</del> 審査基準<br>5. 協力事業者の資格 <del>認定</del> 審査基準 |
| 7. | 情報の伝達が当該情報伝達者の責任によって行われることとしているが、伝達時にあいまいにしているケースがあることからその旨明示的に記述する必要がある。 | 規約 33 条 8 項 | 規約 33 条(情報伝達者の責務)<br>なし                                 | 規約 33 条(情報伝達者の責務)<br>8 情報伝達者は伝達した情報が当該情報伝達者の責任によって行われていることを地域住民に分かるように表示しなければならない。                   |